

益城町立保育所のあり方検討について（答申）（案）

令和5年 10月

益城町立保育所のあり方検討委員会

会長 今吉 光弘

目次

1. はじめに	2
2. 答申に向けた審議	
(1) 審議の経過	3
(2) 町の未就学児童人口、保育申込件数推移と保育施設の整備状況	4
(3) 町立保育所の現状	6
① 町立保育所の概要	6
② 町立保育所未満児の受入状況	8
③ 保育士の確保状況	9
④ 給食調理の提供体制	10
(4) 公立保育所の置かれた状況	11
(5) 検討委員会の審議	13
3. 町立保育所のあり方の検討	14
4. 町立保育所のあり方について（答申）	16
【資料】	
諮問書	17
検討委員会委員名簿	18

1. はじめに

少子高齢社会の進行による人口減少時代の到来、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大、行政に対する住民ニーズの高度化・多様化により地方自治体に求められる役割は一層重要なものとなっています。また、地方分権の進展により地方自治体は自らの責任と判断において、これまで以上に、より効率的・効果的な行財政運営が求められています。

このような状況から益城町では、平成 21 年度に策定した第 3 次益城町行政改革大綱の中で「公立幼稚園・保育所の民営化の検討」について明記し、平成 26 年度に策定した第 4 次益城町行政改革大綱にて「公立幼稚園・保育所のあり方の検討」を重点取組事項に掲げ、諮問機関を設置し、検討を進めることを計画していました。

しかしながら、保育ニーズの高まりに対応できず、保育施設の整備が遅れたことにより発生した多くの待機児童への対応や平成 28 年に発生した熊本地震により膨大に増加した復旧・復興事業の影響から、具体的な検討を進めることができませんでした。

その後、復旧・復興事業が進む中で、町内では 3 園の 100 人規模の保育施設の整備が進むとともに、内閣府による企業主導型保育施設の整備も 2 園進むなど本町の未就学児童が利用できる施設環境は大きく変化してきました。また、令和元年 10 月からは保育料の無償化が開始され、保育ニーズはより一層高まっている一方で、町立保育所においては、保育士及び調理員不足や施設の老朽化が進み、今後のあり方に関し、検討を行う必要がある状態となっています。

このようなことから、第 5 次行政改革大綱にも明記された町立保育所のあり方を検討するため、令和 5 年 1 月に「益城町立幼稚園及び保育所のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を組織し、令和 5 年 2 月に検討委員会に諮問を行い、今後の町立保育所のあり方を検討することとしました。

2. 答申に向けた審議

(1) 審議の経過

検討委員会は、学識経験者、町議会議員、町民児協議会主任児童委員代表、町立／私立保育所の園長、町立保育所の保護者代表等からなる13人の委員で構成され、令和5年1月に組織されました。

検討委員会は、現在5園ある町立保育所（第1保育所～第5保育所）の今後のあり方に関し、町長から諮問を受け、延べ5回の委員会において、提出された資料等を基に、就学前児童・施設の状況や町立保育所の現状と課題を踏まえ、検討しました。

また、第3回委員会からは、新型コロナウイルス感染症の分類が第5類に見直されたことから、町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準に従い、「公開」にて、会議を開催しました。

【経過】

	日時	内容
第1回委員会	令和5年2月2日	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問書の受領・ 町保育施設の現状と今後の課題・ 今後のスケジュール
第2回委員会	令和5年3月17日	<ul style="list-style-type: none">・ 町校区別の保育施設の整備量・ R5年度申込者の保育施設選考傾向・ 町立／私立 保育所メリット（特徴）
第3回委員会	令和5年6月30日	<ul style="list-style-type: none">・ R5／R6年度の町保育施設の整備状況・ 町立／私立保育施設の必要経費・ 町立／私立保育施設の職員構成・ 調理業務の民間委託への審議・ 保育施設の運営方式
第4回委員会	令和5年8月23日	<ul style="list-style-type: none">・ 町保育施設の申込推移／未満児の受入状況・ 先進地視察結果の報告・ 保育施設の運営方式比較・ 今後の町立保育所のあり方への審議
第5回委員会	令和5年10月10日	<ul style="list-style-type: none">・ 町立保育所のあり方検討（答申案）・ 今後のスケジュール

(2) 町の未就学児童人口、保育申込件数推移と保育施設の整備状況

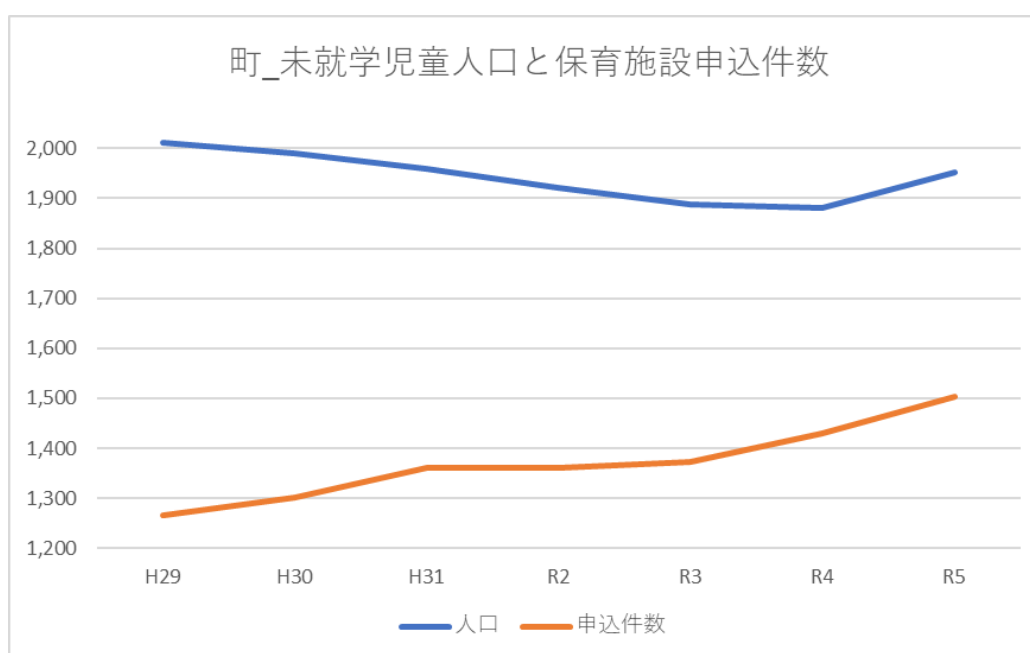
町の未就学児童は、表1のとおり平成29年度から令和5年度までの推移を比較すると、59名減少しています。しかし、グラフ1のとおり、令和4年度までは、減少傾向にありましたが、令和4年度から令和5年度にかけては、増加に転じています。これは、木山校区に整備された100区画の分譲地と益城熊本空港インターチェンジ沿いの区画整理事業の影響により、益城町への子育て世帯の流入が増加していることが影響していると予測されます。この影響は、令和9年度まで継続すると推測され、町の未就学児童が増加する可能性が高い状況となっています。

また、保育施設への申込件数は、平成29年度が1,266件だったのに対し、令和5年度には、1,503件まで増加しています（増加件数237件）。これは、共働き世帯の増加と核家族化の進行によるものと推測され、今後も増加する可能性が高い状況です。

【表1】

年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	H29からの比較
人口	2,011	1,990	1,958	1,922	1,889	1,880	1,952	-59
申込件数	1,266	1,301	1,362	1,362	1,373	1,430	1,503	237
割合	62.95%	65.38%	69.56%	70.86%	72.68%	76.06%	77.00%	14.04%

【グラフ1】



申込件数をクラス年次毎に分析してみると、表2のとおり、6か月から1歳までの「0歳児」の件数が大きく増加しています。

平成29年度の申込件数が148件だったのに対し、令和5年度には、232件まで増え、増加割合は、156.8%となっています。これは、共働き世帯の増加により、育児休業制度を利用し、職場への復職時に保育施設を利用する住民が増加しているためだと推測されます。

【表2】

クラス	利用年次	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	増加割合
0歳児	6か月～1歳	148	187	180	197	217	224	232	156.8%
1歳児	1歳～2歳	214	182	215	194	212	238	248	115.9%
2歳児	2歳～3歳	246	239	205	232	220	237	264	107.3%
3歳児	3歳～4歳	244	239	251	222	235	248	246	100.8%
4歳児	4歳～5歳	204	248	257	258	230	250	261	127.9%
5歳児	5歳～6歳	210	206	254	259	259	233	252	120.0%
	計	1,266	1,301	1,362	1,362	1,373	1,430	1,503	118.7%

町では、保育施設の申込件数増加に対応するため、次のような整備を行っています。

- ・令和5年度 100人定員の保育施設を1園整備
- ・令和6年度 小規模保育施設2園を認可保育所に移行（予定）
認可外保育施設1園を認可保育所に移行（予定）

表3のとおり令和4年度の受け皿から223人分の受け皿整備を行う予定です。これにより、1歳児から5歳児までの申込に、対応できる環境を構築する計画となっています。

ただし、0歳児については、令和5年度申込件数232件であるのに対し、整備量は173件となり、59件分の受け皿が不足し、申込件数に対応できない可能性があります。各施設において、定員以上に受入を行う弾力運営等で対応をしていかなければならない状況です。

【表3】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	増加
R4年度	140	216	217	233	233	233	1,272	
R5年度	155	226	219	236	236	235	1,307	35
R6年度	173	248	241	276	279	278	1,495	188

(3) 町立保育所の現状

町では、第1保育所から第5保育所までの5つの保育所を運営しています。各保育所の整備場所やクラス年次毎の利用定員、建築年は、表4のとおりです。

平成28年熊本地震後に建替えを行った第5保育所以外の4園は、建築後、37年～43年経過し、老朽化による施設の修繕が毎年必要な状況となっています。

また、全ての保育所に関して、0歳児の受入定員が一桁となっています。これは、町立保育所が、国が定める1人あたり、3.3㎡の基準に対応できるような施設整備がなされていないため、結果として前述した定員以上の弾力運営が難しい要因となっています。

【表4】

施設名	校区	利用定員							建築年	築年数
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		
第1保育所	広安西	8	15	17	18	20	22	100	1980	43
第2保育所	飯野	6	8	12	15	16	18	75	1986	37
第3保育所	津森	6	8	10	12	12	12	60	1985	38
第4保育所	木山	8	15	17	18	20	22	100	1982	41
第5保育所	福田	6	8	12	15	16	18	75	2019	4

築年数は、令和5年度を基準に算出

① 町立保育所の概要

【第1保育所】



所在地：福富 651 番地
敷地面積：2,089.13 ㎡
構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て
建築年：1980 年 築 43 年
建物面積：565.50 ㎡

【第2保育所】



所在地：砥川 125 番地 1
敷地面積：1,656.00 ㎡
構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て
建築年：1986 年 築 37 年
建物面積：386.70 ㎡

【第3保育所】



所在地:上陳 361 番地
敷地面積:1,500.00 m²
構造:鉄筋コンクリート造 平屋建て
建築年:1985 年 築 38 年
建物面積:374.51 m²

【第4保育所】



所在地:木山 567 番地 1
敷地面積:2,968.26 m²
構造:鉄筋コンクリート造 平屋建て
建築年:1982 年 築 41 年
増築年:2000 年 築 23 年
建物面積:605.54 m²

【第5保育所】



所在地:福原 529 番地 2
敷地面積:3,492.66 m²
構造:木造 平屋建て
建築年:2019 年 築4年
建物面積:488.60 m²

② 町立保育所未満児の受入状況

保育需要が毎年増加している一方で、町立保育所の受入能力は、保育士の確保状況に大きく左右されます。これは、表5のように保育士1人に対して、保育ができる最低児童数が定められているためです。

町では、保育施設への申込件数に対応するため、令和4年度に初めて派遣保育士を利用し、保育士確保に努めてきましたが、全国的な保育士不足の影響ですべての申込に対応できるまで保育士を確保できている状態ではありません。

また、保育士を確保できたとしても、前述したとおり、施設の面積が表6のとおり申込が急増している「未満児」に対応できる状態になっていないため、直近の保育ニーズに対応できない状態となっています。

【表5】

保育士の数	
0歳児	3人につき、1人
1歳児	6人につき、1人
2歳児	6人につき、1人
3歳児	20人につき、1人
4歳児	30人につき、1人
5歳児	30人につき、1人

【表6】

R4.12月時点利用人数								
	0歳児	1歳児	2歳児	計	必要面積	実面積	比較	備考
第1保育所	9	17	17	43	119.46	110	-9.46	縦割保育で対応
第2保育所	6	9	10	25	69.3	73.5	4.2	余裕なし
第3保育所	4	9	10	23	62.7	86	23.3	
第4保育所	8	15	19	42	113.52	127.75	14.23	
第5保育所	6	8	17	31	79.86	92.67	12.81	

※ほふく又は歩行をする0-1歳児の必要面積：3.3㎡

2歳児以上児の必要面積：1.98㎡

③ 保育士の確保状況

町では、長年、正規雇用職員と非正規雇用職員で必要な保育士数を満たしてきました。

しかし、平成 28 年 4 月時点の益城町の職員数は、定員適正化を進め、260 人でしたが、平成 28 年熊本地震に伴う膨大な復旧・復興業務の影響で、任期付き職員を多く採用したため、令和元年度には 390 人となり、令和 5 年 4 月時点で 294 人となっています。町の行政改革大綱においても令和 7 年度までに地震前の職員数を下回るよう目標を設定しているところです。

このように益城町では、職員数を減らしながら、従来業務に加え、国から地方への事務・権限の移譲による業務を今後、遂行しなければならない状況となっています。新たな正規雇用職員の採用枠が限られている中、今後も、安全で安心な保育施設の運営を行う場合、非正規雇用職員の採用にて必要な保育士数を満たさなければなりません。しかし、全国的な保育士不足により、益城町においても保育士の配置に苦慮しており、令和 4 年度から初めて派遣保育士の利用を始め、必要保育士の確保に努めている状況です（R5.9 時点派遣保育士数：7 名）。

既に、非正規職員の割合が 70%を超えており、今後も正規雇用職員の退職等が進んだ場合、非正規雇用職員や派遣保育士に運営を依存しなければならない状況に陥ります。

今後の安全で安心な保育施設の運営を行う上で、そのあり方を検討しなければならない状況です。

【表 7】

園名	保育士					割合	
	正規	再任用	会計年度	派遣	計	正規	非正規
第 1 保育所	6	1	17	1	25	24%	76%
第 2 保育所	5	0	9	1	15	33%	67%
第 3 保育所	5	2	13	2	22	23%	77%
第 4 保育所	7	1	15	2	25	28%	72%
第 5 保育所	5	0	12	1	18	28%	72%
計	28	4	66	7	105	27%	73%

④ 給食調理の提供体制

給食調理においても、栄養士、調理員とも、高齢化（平均年齢 58.52 歳）が進んでおり、職員構成も表 8 のとおり、正規職員が 3 名、正規職員が退職後に一定期間雇用される再任用職員が 2 名、会計年度任用職員が 16 名と非正規雇用職員に運営を依存しています（R5.9 時点）。特に令和 4 年度以降は、非正規雇用職員の急な退職や傷病休暇に対応するため、派遣による調理員の補充を行っており、既に安定的な運営がままならない状況で（R5.9 時点派遣調理員 7 名）、正規雇用率が 11%と保育士以上に非正規雇用職員や派遣保育士に依存している状況です。

【表 8】

園名	調理員					割合	
	正規	再任用	会計年度	派遣	計	正規	非正規
第 1 保育所	0	1	4	2	7	0%	100%
第 2 保育所	0	1	2	3	6	0%	100%
第 3 保育所	1	0	4	0	5	20%	80%
第 4 保育所	1	0	3	2	6	17%	83%
第 5 保育所	1	0	3	0	4	25%	75%
計	3	2	16	7	28	11%	89%

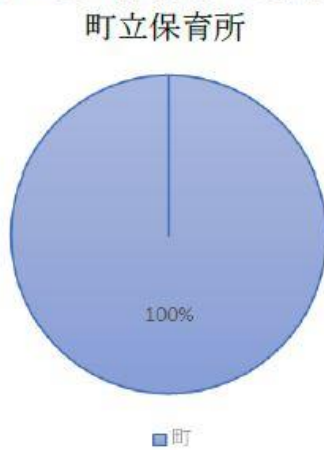
町は、今後調理員等の技能労務の正規職員の新規採用は行わない方針で、調理員の配置が困難な状況になっており、状況を検討委員会で審議した結果、**安定的な給食調理を実現するため、民間への給食調理業務の委託を令和 6 年 4 月から町立保育所 2 園で実施することを承認しました。**

(4) 公立保育所の置かれた状況

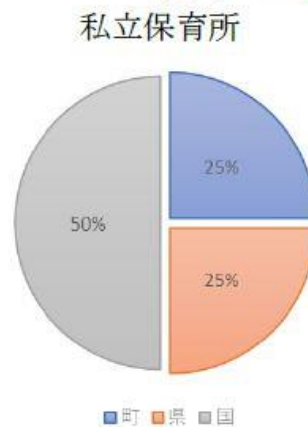
全国的に公立保育所は、減少傾向にあります。これは、前述したとおり、地方自治体が、正規雇用として保育士を確保しづらい状況になっていることと、平成16年度から「公立保育所運営費の国庫負担の廃止と一般財源化」が行われたことにより、公立保育所の民間譲渡、いわゆる「公立保育所の私立化」が進んだためです。また、平成27年度からは、公定価格により国庫負担と県負担の割合が明確化したことにより、公立保育所と私立保育所の運営費用の差は大きくなり、町の財政面では、交付税措置はあるものの、私立保育所と比べ、町立保育所が置かれた状況は厳しくなっています。

町立保育所と私立保育所の運営の経費を比較すると、町立保育所の保育実施に係る経費は保護者・町の2者が、私立保育施設の保育実施に係る経費は、保護者・国・県・町の4者が負担する仕組みになっています。特に令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳以上児については、保護者の保育料の負担がなくなり、町立保育所の経費は、100%を町の負担で運営していますが、私立保育所は、国が50%、県と町が25%の負担割合で運営費を折半しています。

〈3歳以上児の保育所の運営費イメージ〉



【グラフ2】



仮に1億円の年間の運営費が必要な場合、町立保育所は、交付税措置はあるものの、1億円すべてを町で負担するのに対し、私立保育所は、国と県で、7,500万円を負担しているため、町の負担は2,500万円で済むことになります。

町立保育所の運営費は、表9のとおり、令和3年度の決算で411,405千円となっており、児童1人当たりの運営費は89,787円です。地域型保育施設を含む私立保育施設に支給した令和3年度の運営費は971,023千円となっており、児童1人当たりの運営費は92,779円です。

令和3年度_保育所運営費

【表9】

区分	運営費	延べ利用	児童1人
	a	b	a/b
町立保育所	411,404,959	4,582	89,787
私立保育施設	971,022,800	10,466	92,779

児童1人当たりの運営費は私立保育所の方が高い状況ですが、前述したとおり、歳入については交付税措置があるものの、町立保育所には負担金がなく、私立保育施設のみとなっています。

令和3年度_保育所運営費（町負担）

【表10】

単位：円

区分	運営費 a	延べ利用 児童数 b	概算イメージ					町負担額 g	児童1人 当たり費用 g/b
			国支給 対象額 c	国 cの50%=d	県 cの25%=e	町 a-d-e=f			
町立保育所	411,404,959	4,582	911,757,250	455,878,000	227,939,000	287,205,800	411,404,959	89,787	
私立保育施設	971,022,800	10,466					287,205,800	27,442	

表10のとおり、概算ではあるものの児童1人当たりにかけている町負担額の比率は町立保育所が89,787円のままであるのに対し、私立保育施設は27,442円と、町立保育所の児童の方が62,345円も多くなっています。

公平で充実した保育を実施するためには、益城町においても、保育所の民営化を含めた検討が必要な状況となっています。

さらに、改築等の施設整備の経費についても、町立保育所の場合は、基本的には町が全額負担することになっていますが、私立保育施設の場合は、国の補助金等を受け、国(1/2)・町(1/4)・事業所(1/4)の3者で分配することができます。

(5) 検討委員会の審議

検討委員会では、町立保育所を取り巻く環境を確認し、継続して、益城町が保育所を直接運営することが可能であるのか、このままの状況で存続が可能であるか、審議を進めました。

審議の中で、町立保育所と私立保育施設の特徴に関して、議論を行いました。町立保育所については、私立保育施設に比べると、ベテラン保育士が多く、安心感があるという点や私立保育施設については、町立保育所に比べると、園の保育に関して特色が出しやすい点などが意見として出されました。また、町立保育所に比べると私立保育施設の方が保護者の費用負担が多いのではないかという意見も出されました。しかし、調査を行った結果、保護者の費用負担には大差がないことを確認し、両者の施設によっては、町立保育所よりも、費用負担が少ない施設があることも確認されました。また、それぞれの職員構成については、町立保育所が会計年度任用職員や派遣保育士など、非正規の職員に運営面で依存している状況であるのに対し、私立保育施設では、正規職員の割合が高く、正規職員を補佐するために非正規の職員が配置されていました。このままの状態が続くと、町立保育所の正規職員が少ない状況が続くことから、今後、私立保育施設の方がベテラン保育士が多くなる可能性があることを確認しました。

併せて、令和4年度に保育施設への新規申込を行った保護者に対するアンケートの結果報告も行われ、令和5年度の保育施設への申込傾向を確認しました。希望施設を選択した理由として、「町で運営（町立）しているから」は、2.7%しかなく、最も多かったのは「家から近いところに施設があるから」が24.32%で、次いで、「見学の際、魅力を感じたから」が18.92%、「保育士の接遇がよかったから」が16.22%と、家から施設への近接度や保育方針、保育士の接遇で保育施設を決定される保護者が多いことを確認しました。

保育施設における保育士の配置基準に関しても議論がなされ、保育環境や保育の質を上げるためには、余裕を持った保育士の配置が必要であることを確認しました。

以上のことを踏まえ、検討委員会で審議をした結果、今後「町立保育所のあり方」として、**継続して益城町が5つの保育所を直接運営していくことは難しい状況である**ことを確認しました。

3. 町立保育所のあり方の検討

検討委員会では、表 11 の 4 つの運営方式にて、今後の「町立保育所のあり方」に関し、審議を行いました。

【表 11】

No	運営方式
1	公設公営（直営）
2	公設民営（指定管理者制度）
3	民設民営（私立）
4	公私連携型保育所

2 と 4 は、公立の施設を民間で運営するという点で似たような制度ですが、2 は、「公立」というカテゴリーに分類されるため、運営費に関して、交付税措置はあるものの、全て町が負担します。これに対し、4 は、「私立」に分類されるため、国と県の負担割合が発生します。また、施設整備を行う際も、2 に関しては、町単独での整備に対し、4 については、国と事業者の負担が発生し、町の負担は 1/4 で済みます。

4 は、平成 28 年度から制度化され、令和 4 年度時点で、4 を採用している自治体は、全国で 55 か所です。実際に 4 を採用している自治体を視察した結果、財政面で自治体の負担割合が 50%以上軽減していることを確認しました。また、老朽化が進んでいた公立保育所を 4 の方法で、事業者を募集し、建替えを実現させた事例についても確認しました。視察の際に、4 の方式が最も優れていると感じた点は、半年間「公私合同保育」を行い、利用児童の特性を引き継ぐ期間を設けていた点と公立保育所で従事していた会計年度任用職員を多く、移行先の法人に雇用させた点でした。このことにより、児童の急激な環境変化をできる限り緩和させていました。

1 と 2 に関しては、「公立」となるため、交付税措置はあるものの、運営費については、全て町が負担することになり、3 と 4 に関しては、国と県の負担割合が発生し、町の負担が 1/4 となります。町にとって、財政面で、1 と 2 はメリットが特になく、3 と 4 は、国や県の交付金が期待できます。また、老朽化している町立保育所の建替えに関しても、1 と 2 は、全て町負担になるのに対し、3 と 4 は、国と事業者の負担が期待できるため、実現の可能性が高まります。

今後の運営に関しては、1の場合、町の条例で、町職員の定員が定まっているため、保育士の数に限度があり、会計年度任用職員の採用状況に左右されるのに対し、2～4に関しては、民間活力により、保育士の確保が期待されます。

リスク面に関しては、1、2、4は、今後少子化の影響で子どもが減っても運営が可能ですが、3は、子どもが減った際、撤退の可能性があることを確認しました。児童の負担については、2～4は、運営法人が変更となるため、職員が多数入れ替わり、大きな負担となることが予想されます。このことが一番の懸念事項となります。この部分に関しては、先進地視察を行った自治体で行っていたような、一定期間の公私合同保育の実施や、会計年度任用職員の雇用先の変更等に対応しなければならない事項であることを確認しました。

【表 12】

No	運営方式	財政面	施設整備	運営面	リスク	児童負担	総合評価
1	公設公営（直営）	×	×	△	○	○	△
2	公設民営（指定管理者制度）	×	×	○	○	△	△
3	民設民営（私立）	○	○	○	△	△	○
4	公私連携型保育所	○	○	○	○	△	◎

以上のことを踏まえ、検討委員会で表 12 のとおり今後の町立保育所のあり方に関し、評価を行い、**「4. 公私連携型保育所」が一番望ましい有効な選択肢であること**を検討委員会の意見として全会一致で可決しました。

ただし、「4. 公私連携型保育所」とする場合は、次の点を配慮する必要があると考えられます。

- ・在園児の急激な環境の変化に対して十分に配慮すること。
- ・在園児保護者に関し、今回の内容に関して、十分に説明を行うこと。
- ・事業所の選定にあたっては、事業所の提案により、決定する「プロポーザル方式」を採用し、価格等で選定を行わないこと。
- ・事業所にあたっては、「社会福祉法人」の資格を有していること。
- ・公私連携型保育所となった後には、モニタリング調査や利用者の苦情等、町が一定の関与を行うこと。

4. 町立保育所のあり方について（答申）

検討委員会にて審議をした結果、今後も、町立保育所5園を継続して益城町が運営することは難しく、民間活力を活用し、「公私連携型保育所」へ移行することが一番望ましい有効な選択肢であるという結論に至りました。

ただし、答申にあたっては、次の5点の付帯意見を提言します。

1. 在園児の保護者に対し、丁寧に今回の内容を説明する場を設けること。
2. 公私連携型保育所の開始時期については、在園児の急激な環境の変化に対して十分に配慮するとともに、移行期間には、「公私合同保育」を行い、児童の特性等、引継ぎができる期間を設けること。
3. 特別支援児や要保護児童の受入れ場所として、町立保育所の必要性があるため、5つの町立保育所を一斉に全て「公私連携型保育所」に変更するのではなく、施設の立地状況等を踏まえ、かつ、社会情勢の変化を十分に注視しながら、段階的に実施すること。
4. 運営法人の選定にあたっては、運営実績や施設運営の提案等で選定が可能である「プロポーザル方式」を基本とし、適格な事業者を設置者として責任をもって選定すること。
5. 公私連携型保育所による運営の際には、在園児保護者の要望などが届けられる場所（相談窓口）を設置し、適正に運営を行っているか、モニタリングを定期的に行い、モニタリング結果を公表する等、町が一定の関与を行うこと。

諮問書

益こ第2106号
令和5年（2023年）2月2日

益城町立幼稚園及び保育所の
あり方検討委員会 会長 様

益城町長 西村 博則

益城町立保育所のあり方に関する事項について（諮問）

このことについて、核家族化の進行や女性の社会進出による就労機会の増加により、保育ニーズが高まっている状況の中、保育士及び調理員不足や施設の老朽化が進んでいる町立保育所の今後のあり方に関し、貴委員会に諮問します。

益城町立保育所のあり方検討委員会 委員名簿

役職	氏名	所属	備考
会長	今吉 光弘	熊本学園大学	
委員	稲田 忠則 (～R5.4.29)	町議会 議長	議長変更により、 第3回から委員変更
	中川 公則 (R5.5.16～)		
委員	吉村 建文	町議会 議員	
委員	中村 健二	町議会 議員	
委員	井寺 美穂	熊本県立大学	
委員	森田 恭子	町民児協議会主任児童委員	
委員	宮尾 香純	第4保育所 所長	
委員	梅木 美賀	第5保育所 所長	
委員	井 愛加	町立第4保育所 保護者代表	
委員	内山 大輝	町立第5保育所 保護者代表	
委員	秋口 仁美	広崎保育園 園長	
委員	岩本 淳子	はなえみ保育園 園長	
委員	木村 由美子	NPO法人 子育て応援おきな木 理事長	

所属については、令和5年度時点のもので、順不同、敬称略で掲載